

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）に係る意見の募集結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間 令和5年9月1日（金）～9月30日（土）

(2) 提出者数・意見数 12人・38件

(3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	1件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	4件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	9件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	24件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	資料1 1頁	<p>「概要説明 1 条例制定の背景」について 公民館の利用が減少している原因は、2つある。一つ目は、年金の支給年齢が遅くなり、退職後も働かなければならなくなったことであり、退職後の活動がすぐにできなくなったためである。二つ目はコロナによる。ともに公民館や、生涯学習課の直接の責任とは言い難い。市長部局への移行で変わるものではない。地域活動をするからと言って利用が急に増えるとは思えない。自治会館で行われていたものが公民館に移っても、大きな意味があるとは思えない。社会教育の面での活動が増えなければ意味がないと考えられる。利用者数を根拠にしての移行は無理がある。</p>	C	<p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。公民館施設をより多くの市民の方に利用していただくためには、高齢者だけでなく子供や親世代から公民館の利用に慣れ親しんでいただくことも大切な観点であると考えております。</p> <p>このため、市長部局への移管により、公民館の利用制限の緩和を図り、自治会単位ではなく、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことで、協働によるまちづくりの推進に当たって、交流センターとするものです。</p> <p>交流センターを地域の活動拠点としてこれまで以上に機能させるためには、一人ひとりの利用者に寄り添うのはもちろんのこと、様々な角度から地域ニーズ、住民ニーズを掘り起こし、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげていくとともに、社会の変化に対応した、市民にとって更に利用しやすく身近な施設として認知される取組が必要であると考えております。</p> <p>こうした新たな取組はもちろんのこと、従前から公民館で実施してきた事業については継続します。</p>

2	資料1 3頁 資料2 1, 2頁 資料3 9頁	<p>施設の名称について（4条関連）</p> <p>社会教育の拠点としての公民館と地域活動をする交流センター、どちらが現実的に施設利用の中心になるのかを考えると、日々のサークル活動や講座等による公民館としての活動が中心になると予想される。地域活動はあってもそれが主になるようには思えない。つまり公民館活動が中心で、そこに地域活動が加わってくることになる。</p> <p>それ故、わざわざ名称を交流センターが主のようなものにせず、むしろ、なじみのある公民館の名称のままにすれば、余計な費用もかからずにすむと思う。</p>	C	<p>公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施するとともに、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものです。交流センターはこれまでの公民館事業や社会教育に関する取組に加え、協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するために設置することから、公民館という名称については、現時点において交流センターと併記することを考えております。</p>
3	資料3 14頁	<p>営利目的の利用の拡大について（13条関連）</p> <p>交流センター条例第一条の「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」の部分で、公民館を社会教育法による枠（第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。（1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。）から外し、そのことにより営利目的の利用の巾を広げることになるらしいが、そのことが、関係書類のどこにも記載がされていない。</p> <p>メリットならはっきり記載したほうがよい。</p>	A	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、営利を目的とした事業を行う場合においても交流センターの施設又はその附属設備の提供が可能になることから、下線部のように例示として資料に追加します。</p> <p>資料3 14頁 ＜第3号関係＞</p> <p><u>これまで公民館で行っていた施設等の提供については、これまで公民館で行ってききましたが、現にある公民館施設を交流センター化することにより、交流センターにおいて、例えば営利を目的とする事業等に関して施設等の提供を行うことから～</u></p>

4	資料 2 1 頁 資料 3 2 頁	協働の定義（2条の3 関連） 協働の対象が、「地域コミュニティ及び市が」とあり、協働に市民個々が対象となっていないのはおかしいと思う。市民が地域コミュニティに参加し団体とならなければ、市のために協働の活動ができないようになっている。勿論協働のまちづくり条例の中でそうなっているからであるが、ここでは、「市民及び地域コミュニティ、市が共通の目的を達成するために」と改めるべきである。	C	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「協働のまちづくり条例」という。）第3条に規定している基本理念においては、協働によるまちづくりの推進に当たって、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が最も基本になるものとしていることから、協働に関する考えは同条例に規定した協働の定義を用いているものです。
5	資料 1 2 頁 資料 2 1 頁 資料 3 4 頁	交流センター設置について（3条 関連） 「活動拠点として、交流センターを設置する。」を「活動拠点として、公民館内に、交流センターを設置する。」と変更する。理由は整理番号 2 で説明済み。	C	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施いたします。
6	全 般 的 な 意 見	青年、社会人、退職者、高齢者等が仕事だけでなく、より豊かに過ごせるようにするために、公民館等の社会教育施設がある。しかし、それが社会システムの変化（年金、コロナ、物価高、税負担増）により難しくなっている。だからこそより社会教育の増進に力を入れるべきであると思う。それこそ市民に目を向けた市政のあるべき姿だと考える。	D	公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更しても、公民館で実施してきた事業は継続するほか、引き続き社会の変化や地域ニーズの把握に努め、地域課題に沿った事業の実施について検討してまいります。

7	資料2 6～9 頁 資料3 47～ 51頁	<p>現行の使用料運用のままの予定の案となっておりますが、現在の規定だと「子ども達・子育て家庭のために低廉な価格で入場料を設定したイベント」で教育委員会の後援を受けているのようなものでも、料金が5割増となります。</p> <p>そのため、実際に催し(演奏会)を行った際には準備・リハーサルから長時間部屋を押さえる必要があることから収支が圧迫され、共演者に交通費を支払うのも困難で催しの「低廉な価格で子ども達に質の高い音楽に触れさせたい」という目的が達成しづらくなるという問題が生じました。</p> <p>地域コミュニティの活性化および社会教育の質の向上に資するようなイベントを開催しやすくするため、市や教育委員会の後援を受けているような催しについては使用料の5割増規定から除外していただきたいです。</p>	C	<p>市や教育委員会の後援を受けているような催しであっても、入場料を設定し徴収する場合には、現在、使用料の5割に相当する額を加算した使用料をいただいております。</p> <p>なお、公民館の市長部局移管に伴って、使用料の設定を変更する予定はありません。</p>
8	全般的な意見	<p>「交流センターの設置及び管理」条例以前の問題として、公民館等を教育委員会管轄から市長部局管轄への移行の是非を問う、議会への議案が提出されていない。市長部局管轄への移行の是非は、市長の専決事項ではない。</p> <p>市長専決での今回の強行は、民主主義自治体の姿ではなく、市長独裁的政策強行であり違法そのものである。即刻廃案にすべきです。</p>	D	<p>今回の取組は公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更するものであり、これまで公民館で実施してきた事業などは教育委員会の所管として存続します。</p> <p>このため、今後、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」の制定及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の一部を改正する条例を議会に上程し審議いただく予定です。</p>

9	全般的意見	<p>公民館は社会教育法に基づいて設置され、住民の教養向上や健康増進など、生活に即した教育・学術・文化活動を行う教育機関であり、行政とは独立した教育委員会の管轄です。しかし、教育委員会から市長部局への移管により、公民館の教育機関としての位置づけは無くなり、社会教育が担保されません。現行の公民館には利用制約や利用者の減少があるという点が指摘されるなら先ず現行の中で工夫をすれば良いことです。また改正の理由が街づくりに資するためとありますが現行の公民館の目的からそれは出来ることであり公民館をなくす理由にはなりません。県内では他の市でも公民館から交流センターへの変更が行われていますが、袖ヶ浦市で交流センターに変える必然性が無いのになぜ性急に全ての公民館を変える必要があるのか分かりません。</p> <p>以上のことから市長部局への移管に反対し公民館を存続させるべきでありこの条例は廃案にすべきです。</p>	<p>D</p> <p>従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきた中で、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていくことが重要であると考えています。</p> <p>そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
---	-------	---	---

10	全般的な意見	仮に交流センターに変えるのであれば、今まで通りの公民館の役割を残すべきです。	B	<p>市長部局への移管により、公民館施設を市長部局に移管し、公民館の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものですが、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえ、引き続き存続し、公民館機能は残しつつ、従来どおり公民館で実施してきた事業は継続します。</p>
11	全般的な意見	市内公民館すべてを変えるのではなく木更津市のように先ず1館を変えてみてその運用から交流センターが本当に必要か検討すべきです。	D	<p>公民館は、市民や利用する団体にとって最も身近な施設であり、1館をモデル地区のように設定することは、市長部局により管理する公民館と、教育委員会で管理する公民館が混在することとなり、利用者にとっても行政側にとっても効率的な取組を行うことが難しいと考えております。</p> <p>また、協働のまちづくり条例において、市は地域コミュニティの支援を行うことを規定しており、市が地域のまちづくりの活動拠点としての機能を果たすことができるよう支援する体制を整えるため、さらに長浦地区以外の地区において、まちづくり協議会設立に向けた機運が醸成された際にその支援を迅速かつ円滑に行うため、すべての公民館を同時に市長部局に移管することが適切であると考えております。</p>

1 2	全 般 的 な 意 見	交流センターに変えても社会教育法の位置づけである教育機関としての公民館の位置づけは変えるべきではありません。	B	社会教育法に基づく事業を行う公民館機能を維持するため、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえで規定いたします。
1 3	全 般 的 な 意 見	公民館運営審議会や社会教育委員会など今まで教育機関として位置づけられていた会は残すべきです。	B	公民館運営審議会は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」において規定するほか、社会教育委員会議についても、教育委員会の機関としての変更はいたしません。

14	全般的意見	<p>公民館施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能させるため、社会の変化に対応し、市民にとって更に身近な施設として認知される取組みが必要とし、条例制定の目的として、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため公民館を交流センターにするとしている。</p> <p>以下①～⑤の理由から、公民館を市長部局に移し交流センターにする条例に反対する。</p> <p>①進め方に問題あり</p> <p>社会教育委員会議、公民館運営審議会において以前から、より多くの市民に公民館を利用してもらうにはという議論はされてきたが、その問題解決のために市長部局に移管するという意見は全くなかった。</p> <p>市内部のみの検討により、市の方針案が出されて1年もたたないうちに押し通そうとする市の姿勢は問題があると考え。→このような進め方では、市民協働はこれからも進まない。</p>	D	<p>市長部局への移管により、協働のまちづくり条例第8条や第12条の規定を踏まえ、公民館施設を交流センターとし、地域のまちづくりの活動拠点として位置付けるものです。</p> <p>協働のまちづくり条例において、市の責務や拠点づくりという規定を設けており、市民協働の推進に当たって、この規定に基づく実効性の担保や確立について検討し、市内5地区の活動拠点として現在公民館が活動拠点として最も適切と考えていましたが、教育施設であったことから、取組が進まなかったという経緯があります。しかしながら、令和元年の第9次地方分権一括法によって、公民館の市長部局への移管が条件付きながら認められ、また、市内でまちづくり協議会が設立されたことを受け、公民館を地域のまちづくりの拠点として活用を図っていくことを念頭に、具体的に公民館施設の移管について検討したものです。そのため、移管に関して方針（案）として、市の考えを公民館利用者や公民館運営審議会、社会教育委員会議において、説明させていただいたところです。</p>
----	-------	---	---	--

15	全般的な意見	<p>②利用制限の緩和の中身が見えない</p> <p>市長部局に移管すると、社会教育法から外れ、利用制限の緩和されるため、活用しやすくなるとの事だが、社会教育法の中でも、公民館祭りなどで地域の野菜を販売したり、興行を行うことは可能である。市長部局への移管により、どのような利用を促し活用しようとしているのか全く表明がない。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。</p>
16	全般的な意見	<p>③まちづくりの推進は教育部局でも可能</p> <p>まちづくり協議会の事務局を公民館に置き、協働のまちづくりを推進するためであれば、教育委員会の所管のままでも実施可能。</p> <p>現在も行政センター機能は市長部局である。</p>	D	<p>交流センターは、協働のまちづくり条例第8条に規定する市の責務や第12条に規定する拠点づくりとして行うものであり、また、社会教育法に基づき実施される社会教育に関する活動や公民館で実施してきた事業と、情報共有や連携した取組を進めることにより、市民が参加し、地縁団体、市民活動団体、事業者と協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として設置するものです。</p> <p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。</p>

17	全般的 な意見	<p>④推進を担保する職員配置が不明 社会教育とまちづくりを一体に推進しているが、その担保である職員配置は不明のまま。条例改正後の運用開始まではっきりしない。社会教育もまちづくりも市民と職員との関係性の構築、信頼関係がなければ進まないと考える。市長部局にすれば両方うまくいくなど到底考えられない。</p> <p>まちづくりの担い手である自治会の悩みは「自治会加入の減少」「役員の高齢化・担い手不足」等であり、それを良い方向に導くには覚悟を持って挑む必要がある。市民協働の職員を分散させ長浦公民館に現状+1名の配置を要望では社会教育の後退になるのは目に見えている。</p>	D	<p>交流センターの職員配置につきましては、現時点で確定しておりませんが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施するとともに、まちづくり協議会の支援等を行えるよう適正に行ってまいります。</p>
----	------------	---	---	--

18	全般的意見	<p>⑤社会教育の間違った目的からつくられた取り組みである</p> <p>市長部局に移管する庁内での会議資料で、社会教育の目的を「社会教育を通じた教育の成果を地域に還元」としていた。憲法で保障された基本的人権としての、生涯の自由な学びである社会教育を市が勝手に目的をつくり「教育の成果を地域に還元すること」と押し付けるのは間違いである。この取り組みの目指す姿を「社会教育で得られた成果を市民協働によるまちづくりへ反映していく体制づくりを図る」として進められ、根本的な社会教育のあり方が行政的視点で考えられ歪められている。</p>	<p>D</p> <p>社会教育の基本は個人が生涯にわたり自由に学ぶことにありますが、その自由な学びで得られたものを地域の皆さんで活用していただくとともに、その活動を通じて新たな仲間と出会い、その輪が広がることで地域づくり、そしてまちづくりに繋がるものと考えております。</p> <p>公民館施設の市長部局への移管は、社会教育、生涯学習の場である公民館を廃止するものではなく、現在の公民館の組織体制を維持したままで、これまでの機能を後退させることなく、より多くの利活用ができるようにしたいと考えて行なうものです。</p> <p>移管後の交流センターでは、これまでの社会教育、生涯学習施設としての機能に加えて、まちづくり協議会の活動拠点や市民に身近な行政の窓口、地域の防災拠点、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる子どもの居場所など、ここ数年コロナにより減少、衰退しつつある地域コミュニティの再生を後押しできるよう、地域の方々が、これまで以上に気軽に利用しやすい施設にしていきたいと考えております。</p>
----	-------	--	--

19	全般的な意見	<p>公民館利用者の多くから要望もないのに何故、この条例を作ろうとするのか理解できない。利用者グループのリーダーに直接アンケートを実行して意見を聞いたのでしょうか？</p>	D	<p>今回、利用者グループのリーダーに直接アンケートは行っておりませんが、利用者懇談会などを通じ、これまで市民会館・公民館が担ってきた社会教育を通じた「人づくり」や「まちづくり」と、市民協働による「まちづくり」をより一層推進していきたいことや、より多くの市民等の利用による施設の有効活用を図っていききたい旨を説明し、一定の理解をいただいているものと考えております。</p> <p>なお、施設の利用方法や使用料等の変更は予定しておりません。</p>
20	全般的な意見	<p>公民館利用のグループのリーダーにパブコメ実施の知らせを出しているのか？広報にパブコメ記事書いてもそれを見逃す市民がほとんどではないでしょうか？近所の陶芸グループの方はパブコメを知らないと言っている。</p> <p>リーダーへのアンケートと少なくともグループ会員にパブコメがあることを知らせなければパブコメをしましたが意見がありませんでしたとなるでしょう。いくらパブコメしたという証拠づくりが目的でももっとしっかり意見を集める姿勢が必要ではないか？</p>	D	<p>公民館利用のグループのリーダーにパブリックコメント実施のお知らせは出しておりませんが、市役所のみならず、全ての公民館において、パブリックコメントを実施している旨のポスターを掲示しているほか、パブリックコメント資料の閲覧や貸出を行っております。</p> <p>また、公民館運営審議会委員と社会教育委員には、パブリックコメント実施の周知をしており、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての意見の聴取に努めております。</p>

2 1	全 般 的 な 意 見	<p>4月ごろに利用者懇談会があり、利用の活発化のためとかなんとか良くわからない話を聞いたが唐突で意味不明でした。あの時どんな要望があるかを尋ねられましたが公民館を市長部局に換えて欲しいという意見はなく身近な意見と要望ばかりが参加者から出された。</p> <p>プロジェクターは以前より随分安価になっているしパソコンの画面が大型液晶テレビに映せる時代でテレビはさらに安価、様々な意見・要望を無視して交流センターで街づくりと言っても空虚に響く。</p>	D	<p>各公民館で本年3月から4月の間に開催された利用者懇談会におきまして、通常利用に関する意見等に加え、公民館施設の市長部局移管について様々な意見等をいただきました。</p> <p>頂戴した意見等については、その後の公民館運営、また、公民館施設の市長部局移管に向け参考にさせていただいております。</p>
2 2	全 般 的 な 意 見	<p>市民から要望のあることを実行しないで、要望してないことを市長主導で実行するのは誰の指示でしょうか？あるいは忖度でしょうか？自分の考えでないことが透けて見える感じがあるが、これは自己の歴史に汚点とは思いませんか？</p>	D	<p>公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとし、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
2 3	全 般 的 な 意 見	<p>近隣市で公民館がコミュニティーセンターとなったがこれは袖ヶ浦の交流センターなのか？コミュニティーセンターと交流センターは同じ考えのものか？違いがあるとすれば違いはなにか？明らかにして欲しい。</p>	D	<p>他自治体においてコミュニティーセンターとして設置されている公民館以外の施設は、地方自治法の規定により設置されているものであり、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」により設置する交流センターと同様のものです。</p> <p>本市では、公民館施設を交流センターとするものであり、これまでどおり公民館機能を位置づけ、公民館事業は引き続き実施します。</p>

24	全般的な意見	公民館の交流センターと言う考えを棚上げしてみんなが望むことを実行しないか。	D	市長部局への移管により、協働のまちづくり条例の基本理念である、市民の地域コミュニティへの参加の促進や地域コミュニティの連携の促進、地域コミュニティと市の協働の推進をしっかりと進めてまいります。特に、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めるための取組の一つと考え、推進するものです。
25	全般的な意見	公民館施設を教育委員会から市長部局へ移管することに反対します。	D	ご意見として承ります。

26	資料1 1頁	<p>1. 条例制定の背景 2段落1行目「近年公民館の利用者数は減少傾向であり」</p> <p>具体的なデータの提示がないので説得力がない。数行下のコロナ関連の利用停止期間もあるので、この3年ほどの利用者が減少しているのは当然と考える。20年程度の期間での利用者数の推移のデータの提示がほしい。</p>	<p>C</p> <p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています(過去20年の公民館延べ利用者数の推移は以下のとおりです。)</p> <table data-bbox="1198 507 1765 1383"> <tr><td>令和4年度</td><td>238,409人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>200,790人</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>116,444人</td></tr> <tr><td>令和元(平成31)年度</td><td>285,765人</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>320,048人</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>321,940人</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>334,892人</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>344,742人</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>315,571人</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>306,734人</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>347,957人</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>308,731人</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>334,125人</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>341,591人</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>344,403人</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>356,497人</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>380,656人</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>364,486人</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>341,357人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>345,645人</td></tr> </table>	令和4年度	238,409人	令和3年度	200,790人	令和2年度	116,444人	令和元(平成31)年度	285,765人	平成30年度	320,048人	平成29年度	321,940人	平成28年度	334,892人	平成27年度	344,742人	平成26年度	315,571人	平成25年度	306,734人	平成24年度	347,957人	平成23年度	308,731人	平成22年度	334,125人	平成21年度	341,591人	平成20年度	344,403人	平成19年度	356,497人	平成18年度	380,656人	平成17年度	364,486人	平成16年度	341,357人	平成15年度	345,645人
令和4年度	238,409人																																										
令和3年度	200,790人																																										
令和2年度	116,444人																																										
令和元(平成31)年度	285,765人																																										
平成30年度	320,048人																																										
平成29年度	321,940人																																										
平成28年度	334,892人																																										
平成27年度	344,742人																																										
平成26年度	315,571人																																										
平成25年度	306,734人																																										
平成24年度	347,957人																																										
平成23年度	308,731人																																										
平成22年度	334,125人																																										
平成21年度	341,591人																																										
平成20年度	344,403人																																										
平成19年度	356,497人																																										
平成18年度	380,656人																																										
平成17年度	364,486人																																										
平成16年度	341,357人																																										
平成15年度	345,645人																																										

27	資料1 1頁	<p>1. 条例制定の背景 4段落1行目「自治会では加入率の低下や役員のみ手不足等の課題」</p> <p>交流センターが開設されれば自治会の加入率が上昇しそうな書きぶりだが、自治会の加入率が低いのは規約など情報の公開が少なく、組織の構造がわかりにくいこと、加入のメリットが住民に感じられないことなどが大きいと考える。各地区に独自に自治会館など拠点となる施設を持つ自治会もあり、交流センターが出来ることによって自治会の活動が活発になるとは思えない。</p>	D	<p>現在、自治会に関する紹介等を市のホームページや広報等で情報発信しており、また、市と自治連絡協議会にて共同で作成したチラシ等を活用し、自治会役員を中心に加入促進の取組を進めていただいております。しかしながら、自治会加入の必要性やメリットを十分に理解してもらえないことが多く、地域活動の低下の要因となっていると考えております。</p> <p>これらの課題解決に向けて、引き続き自治会への加入促進を行っていくとともに、役員等の負担軽減について自治連絡協議会等から意見を伺い、対応してまいりたいと考えています。さらに、自治会を含む地域コミュニティが交流センターに集い、団体内外の横のつながりづくりや、地域活性化に取り組むことで、交流センターを地域のまちづくりの活動拠点とすることを考えております。</p>
28	資料1 3頁 資料2 2頁 資料3 13～ 15頁	<p>8条 交流センターの事業について</p> <p>現在の長浦・平川公民館には行政センターが入っているが、第8条に行政センターが入っていないのはなぜか。</p>	C	<p>行政センターに関しては、「袖ヶ浦市行政センター設置条例」において、設置や名称等を定めていることから、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)」では規定しておりません。</p>

29	資料1 3頁 資料2 3頁 資料3 21、2 2頁	<p>第12条 2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>資料3 22ページの関係例規では、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）（遵守事項）第20条として、使用者及び入館者が守らなければならない事項が列挙されているが、第12条ではそれが無いことによって、行政の恣意的な運用が懸念される。明記するべきだと考える。</p>	C	<p>管理上必要な条件については、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」と同様に、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての規則を制定し、遵守事項を規定する予定です。</p>
30	全般的な意見	<p>袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例」は存続するようなので、社会教育に関する活動は交流センターでも維持されるところなので、全体として反対するものではありませんが、市長部局に移管されることにより、社会教育に関わる職員が減り社会教育事業が少なくなることを懸念します。</p> <p>社会教育主事の配置について、複数館の役職を兼務する事態を危惧します。公民館活動についての職員数の明記を希望します。</p>	D	<p>公民館事業の事業量は、社会教育環境の変化等により変動があるものと認識しており、そのような環境の変化に柔軟に対応するため、公民館活動についての職員数を条例に明記する考えはございません。</p> <p>また、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、社会教育主事を含め適正な職員配置を行ってまいります。</p>

<p>3 1</p>	<p>資料 1 1 頁</p>	<p>法律(条令)は国民の自由を制限するものであり、必要最小限のものにするべきだが、為政者は法治主義のもと、自由を制限し、自身の意に添うように正当化できるから、制限することは都合がいい。国民はこれを踏まえて対処する必要がある、法律の設立や改定の際には、なぜその措置が必要であるのかを明確に問うて判断すべきである。現在、日本には多くの法律が存在し、袖ヶ浦市でも多数の条例がある。しかし、制定は毎年なされているが、廃止は数少なく、年と共に増えつつけている。それだけ住民の自由が制限されていることになる。</p> <p>今回の条例制定について、以上の観点からコメントする。</p> <p>課題として、1. 公民館としては、利用者数の減少が問題で、施設の利用拡大や身近な施設認知が必要とあります。利用者数の減少は、コロナは特別な事情なのでこれを除くと、実情はどのくらい減少しているのでしょうか。そしてその原因はなんだと分析しているのでしょうか。</p> <p>また、地域の活動拠点として機能させるためとありますが、どういうことでしょうか。今の公民館の活動のどこがそうになってないのか、それはなぜなのか、説明してほしいです。</p> <p>社会の変化に対応しとは、どういうことで、それはなぜなのか、具体的に示してほしい。</p>	<p>D</p> <p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。その原因としましては、主に利用の主体である社会教育関係団体や公民館登録サークルなどの高齢者を中心とした団体活動の継続性が困難になり、会員数が減少していることが挙げられます。</p> <p>従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきたおり、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていくことが重要であると考えました。</p> <p>2については、平成30年度から令和4年度までの自治会加入の動向をみると、自治会加入率低下の主な要因としては、転入世帯の増加と自治会からの脱退によるものです。市内世帯数は大幅な増により、加入率の算定に当たってその分母が拡大していることが加入率の低下につながっていることが考えられ、市としましても、現在袖ヶ浦駅海側地区へ自治会設立の働きかけを行って</p>
------------	---------------------	---	---

		<p>2. 市民活動への支援として、まちづくり条例制定や推進計画を進め、取り組んでいるが、自治会の加入率低下や役員のなり手不足、人材不足が課題とある。これについて、その原因は何だと分析しているのでしょうか。</p> <p>以上1, 2の分析が十分に行われ、解決のための方策がいくつか提示され、その方策の利点と欠点が出されて、それらを評価し、最適の方策がこれです、欠点については、これこれに対応する。というような、欠点のリスク対策内容の説明がなされる必要がある。</p> <p>1, 2の現状把握、原因分析をきちんと示さないで、いきなり社会教育とまちづくりを合わせるといふ乱暴な方策に至ることが、理解できない。条例の条文を検討することは、二の次であると思う。</p>	<p>おります。また、自治会からの脱退については、活動の強制や会費を支払いたくない、高齢により活動ができない、といったことと捉えております。</p> <p>役員のなり手不足については、高齢化や役員の負担が大きいことなどが要因ですが、人材不足については、主に市民活動団体における課題であり、近年の高齢化や定年の延長などが影響していると考えております。このような地域コミュニティの状況は新型コロナウイルス感染症により活動が停滞した影響もありますが、これらの課題解決に向けては、自治会や市民活動団体といったそれぞれの主体での取組だけでは難しく各地区における地域コミュニティとして対応する必要があると考えたところです。そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
--	--	--	---

32	全般的意見	<p>課題解決のための方策として、条例制定を考えたのであれば、多面的な分析と、明確な提示と、的確な判断の根拠を示さねばならない。2024年度早々の施行を計画しているようだが、ゴールありきで、パブリックコメントをしてはいけないのではないか。住民に十分に考えてもらうための材料・資料を提供し、疑問に答え、多くの理解を得る努力を怠れば、民主主義のツールの一つであるパブリックコメント制度が生かされないことになる。</p> <p>住民が、対等に、自由に、自分で考え、判断し、コミュニティの在り様を決めることが、担保されなければ、現状の課題は、この条例が施行されたとしても、解決しないのではないかと思う。自立した市民であることが民主主義の最低条件であるが、時が流れ、生活も変化し、また教育基本法が改定され、当初の思いから相当かけ離れたのではないか。</p> <p>その結果が、まちづくりの問題となって、露呈しているように見え、この二つの問題は、根っこが繋がっているのではないかという気がする。</p> <p>問題解決の手法に沿って、論理的に解析すれば、もっと明確にわかるのではないかと思うので、これをやってほしい。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組んでまいります。</p>
----	-------	--	---	--

33	資料1 3頁 資料2 2頁 資料3 13～ 16頁	<p>8条で公民館が担ってきた社会教育事業と協働のまちづくり事業を合わせて推進するというのに、なぜかここで示された事業に、社会教育という文言が消滅している。</p> <p>9条で従来社会教育事業を実施するため、市長の判断で施設を供用できるような表現である。</p> <p>対等合体であれば、きちんと8条の中に、社会教育の推進という文章を明確にすべきであり、それについて、教育委員会の関与を明確に記載しなければならないと思う。</p> <p>また、事業についての従来公民館運営審議会の役割も加える必要がある。</p>	C	<p>「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)」に合わせ、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」を改正いたしますが、社会教育事業及び公民館運営審議会についても引き続き規定いたします。</p>
34	全般的な意見	<p>公民館の目的を、社会教育だけでなく市民協働によるまちづくりのための拠点という形に広げると解釈でよいでしょうか。</p>	D	<p>ご意見のとおり、公民館の目的は変わりませんが、交流センターとして、地域まちづくり協議会に関する支援等の協働によるまちづくりに関する取組が加わることとなります。</p>

35	資料1 4頁 資料2 4頁 資料3 33～ 35頁	<p>市民活動団体の利用手続きなどに変更はなく、減免の考え方や登録方式も同じであるということで、今後もこの減免のシステムが継続されることを要望します。</p> <p>また、優先予約システム、大ホールの予約のシステムは、チラシなどを作って催しを計画する団体にとってはとても大切なシステムなのであいまいにならぬよう公平にやっていただけるよう要望したい。</p> <p>地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取りくむというところは具体的なイメージがわかりませんが、交流センターが個人でも少人数でも赤ちゃん連れでも利用しやすい場になることを願っています。</p>	B	<p>減免の考え方や優先予約と大ホール予約方法は従来どおり継続してまいります。</p> <p>なお、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することができるよう取り組んでまいります。</p>
36	全般的な意見	<p>交流センターの設置は現在の公民館事業に協働のまちづくりの事業が追加され、仕事のボリュームが増えるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	D	<p>交流センターの設置により、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の設立や活動を支援する業務が加わるものとなりますが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、適正な職員配置を行ってまいります。</p>
37	全般的な意見	<p>コロナ渦を経て、学校のPTAや育成会等地域のコミュニティが弱くなっていることを痛感しています。交流センターの設置後、どのように地域を活性化させるのか、最初はセンターからの働きかけが重要と感じています。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、交流センターから働きかけを行い、協働による地域の活性化を図ってまいります。</p>

38	全般的 な意見	現在、社会教育推進員の委嘱を受け活動していますが、活動内容が変わったりしますか。	D	公民館施設を市長部局に移管しても、従来どおり、教育委員会が社会教育推進員の委嘱をし活動いただくこととなりますので、現時点では活動内容に変更はありません。
----	------------	--	---	--